

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会

第 1 回会議資料

日 時：平成 1 6 年 4 月 9 日（金） 午前 1 0 時から
場 所：粉河ふるさとセンタ - 2 階 視聴覚室

那賀 5 町合併協議会

会 議 次 第

1 開 会

2 委員の紹介

3 事務局職員紹介

4 委員長及び副委員長の選出について

5 委員長挨拶

6 会議録署名委員の指名

7 協議事項

(1) 小委員会の運営方針について

(2) 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

8 その他

9 次回開催日程等について

5 月 日 時 粉河ふるさとセンタ - 2 階 視聴覚室

1 0 閉 会

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会委員・事務局職員名簿
委員名簿

町 名	職 名	氏 名	備 考
打 田 町	議 会 議 員	えのもと よしゆき 榎 本 喜 之	
	学識経験者	なん き か ず こ 南 木 和 子	
粉 河 町	議 会 議 員	すぎはら いさお 杉 原 勲	
	学識経験者	やなぎもと ますよ 柳 本 益 代	
那 賀 町	議 会 議 員	くろだ しちろう 黒 田 七 郎	
	学識経験者	かりや もとのり 仮 屋 肇 昇	
桃 山 町	議 会 議 員	やまおか としふみ 山 岡 年 文	
	学識経験者	つだ よしか 津 田 愛 珂	
貴志川町	議 会 議 員	たけむら ひろあき 竹 村 広 明	
	学識経験者	まつうら たけし 松 浦 猛	

事務局職員

	氏 名	所 属	備 考
事 務 局 長	黒 田 敏 弘	那 賀 町	
事 務 局 次 長	奥 谷 敏 夫	粉 河 町	
事 務 局 参 与	小 島 大	和 歌 山 県	
総 務 課 長	栗 山 房 大	桃 山 町	
調 整 課 長	狹 間 秋 友	貴 志 川 町	
計 画 課 長	岩 坪 純 司	打 田 町	
総務課長補佐	半 田 雅 己	打 田 町	
総務課長補佐	乾 浩 二	那 賀 町	
総務課長補佐	栗 本 宗 彦	貴 志 川 町	
総 務 課 係 長	中 村 健	粉 河 町	

委員長及び副委員長の選出について

1．根拠

那賀 5 町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程第 4 条
第 1 項の規定に基づき、委員長及び副委員長を選出する。

（小委員会に、委員長及び副委員長を置く。）

2．選出方法

那賀 5 町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程第 4 条
第 2 項の規定に基づき、委員の互選とする。

（委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。）

3．選出の結果

職 名	氏 名	町 名	備 考
委 員 長			
副委員長			

(1) 小委員会の運営方針について

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会の会議の運営等については、那賀５町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程によるものとし、これらに定める事項以外の小委員会の会議の運営については、那賀５町合併協議会会議運営規程、那賀５町合併協議会会議録等閲覧に関する要綱の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「議長」とあるものは「委員長」と読み替えるものとする。

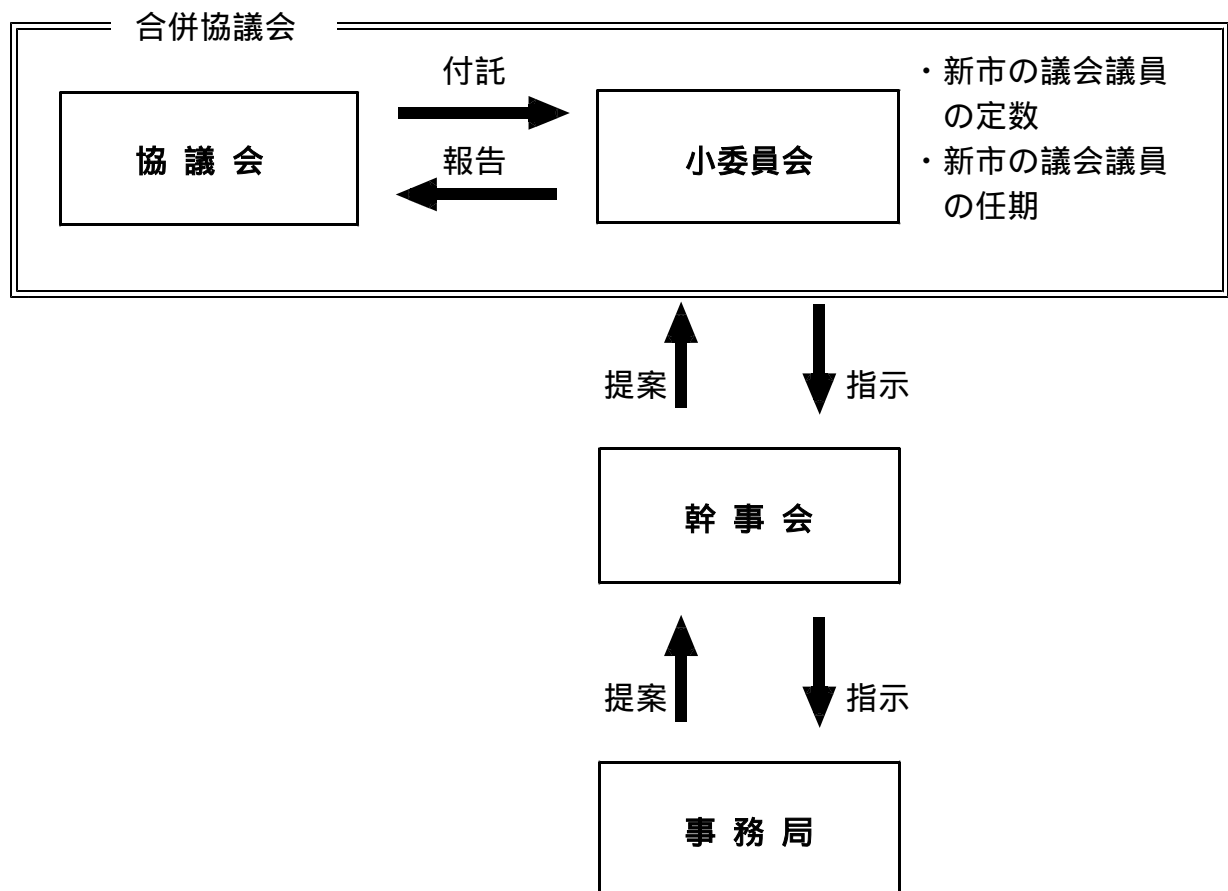
小委員会では、那賀５町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程第２条の規定に基づき、次に掲げる事項について、協議又は調整を行うものとする。

新市の議会議員の定数に関する事

新市の議会議員の任期に関する事

その他必要な事項

・小委員会は、最終の議決機関ではなく会議の内容、結果については、協議会に報告し協議されるほか協議会で協議決定されます。



(2) 議会議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

(1) 次のいずれの制度を適用するか選択する。

地方自治法及び公職選挙法の原則（設置選挙）を適用する。

合併特例法の議会議員の定数特例制度を適用する。
定数特例適用定数

合併特例法の議会議員の在任特例制度を適用する。
在任期間

(2) 議員定数 （新市の条例で定める議員定数）

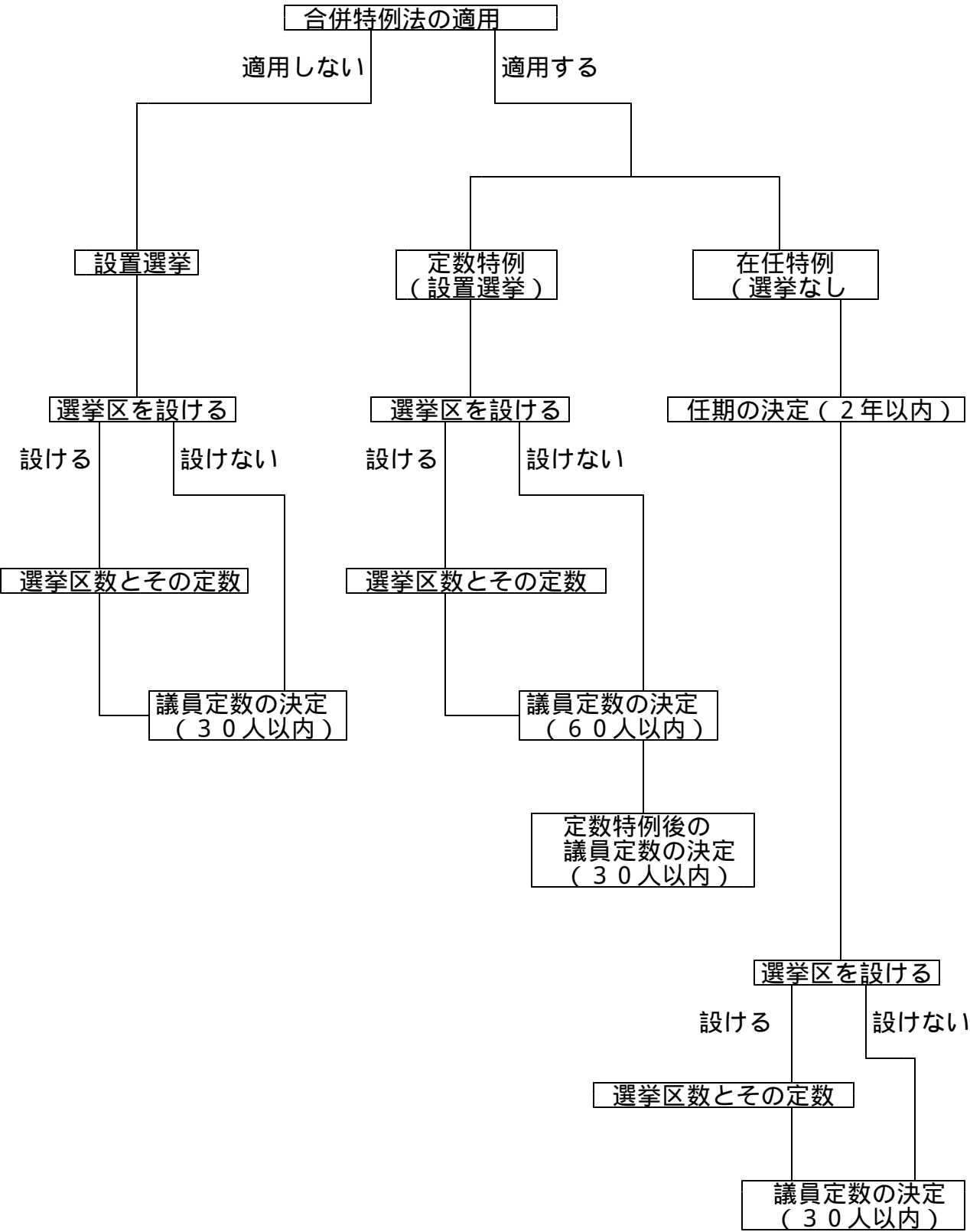
(3) 選挙区を設けるか否か。

選挙区を設ける場合

選挙区数

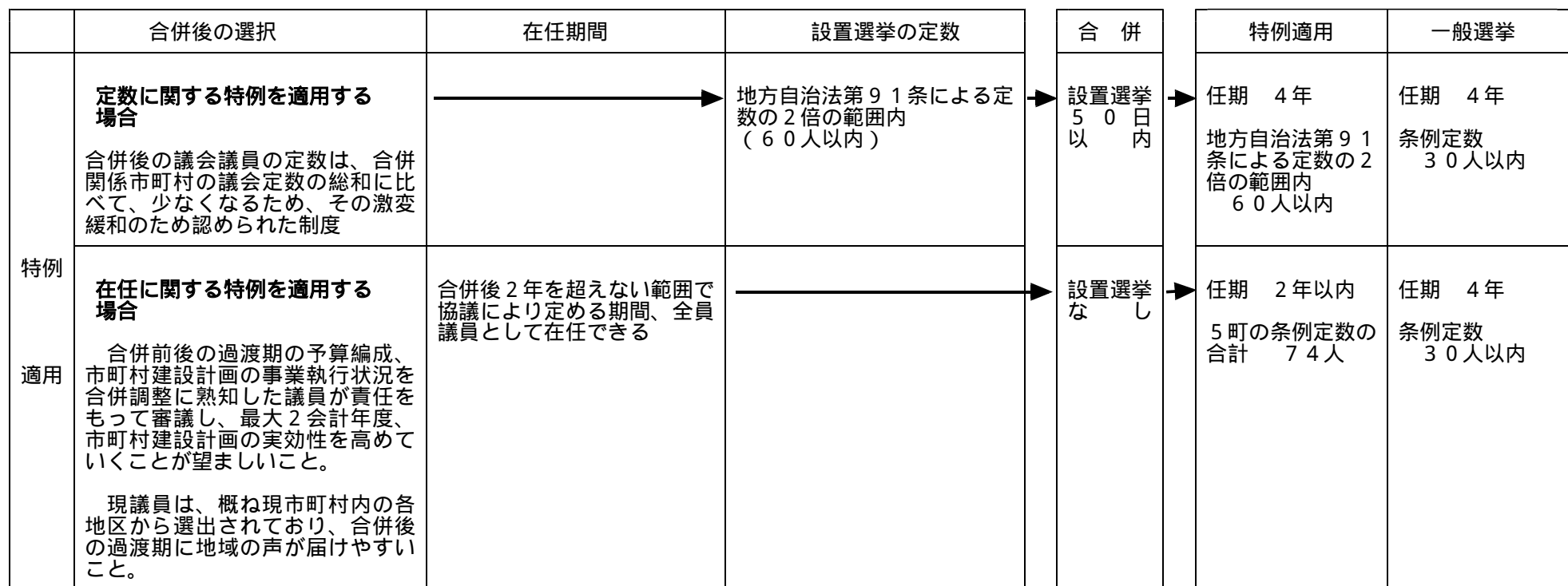
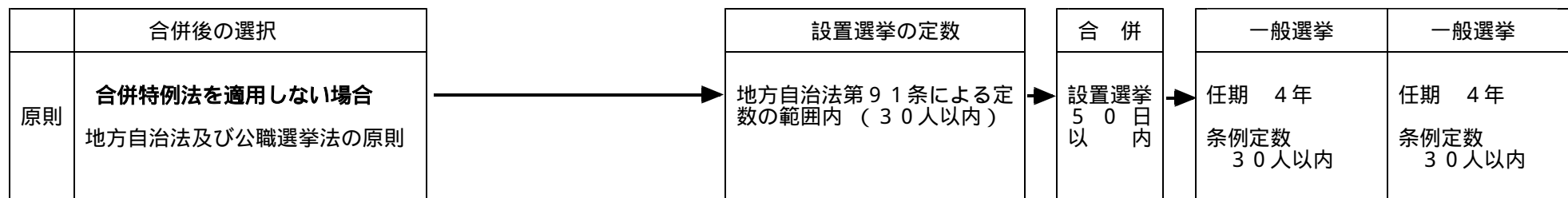
選挙区毎の定数

協議事項の方向性

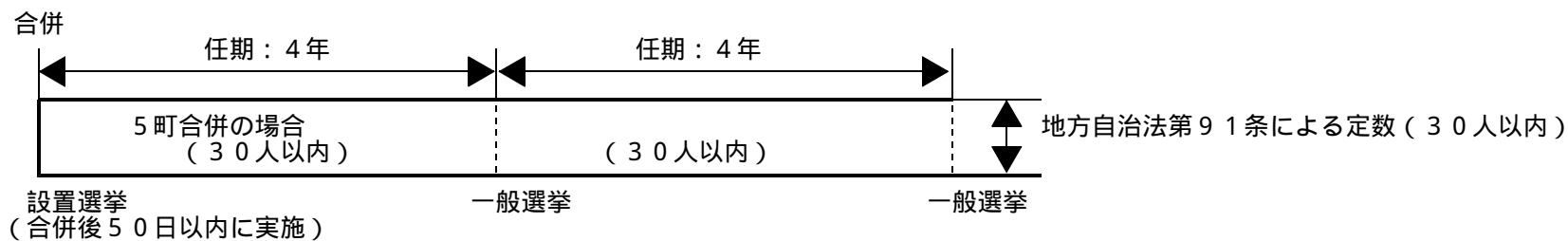


(1) 議会議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

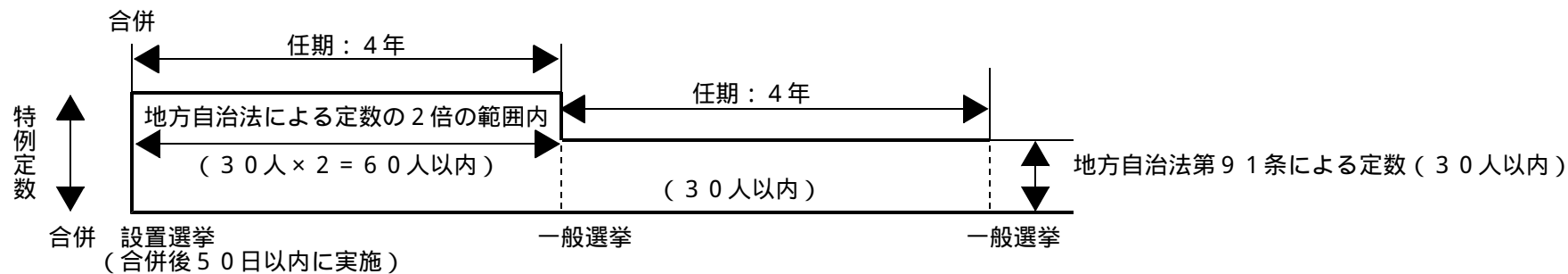
新設合併の場合、各町の法人格が消滅するので、各町の議会の議員はすべて身分を失うこととなります。このため地方自治法の規定に基づく定数内で設置選挙を行うか、合併特例法の規定に基づく定数特例又は在任特例を適用するかを協議します。



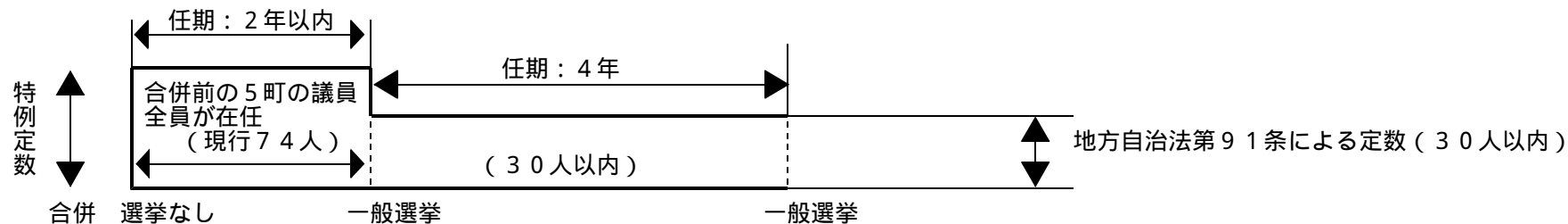
【原則】



【定数特例】 設置の際に、地方自治法第91条第2項の定数の2倍まで定数を増加することができる。 (合併特例法第6条第1項)



【在任特例】 旧市町村の議員は、合併後2年以内は新市の議員でいることができる。 (合併特例法第7条第1項)



区 分	合併特例法を適用しない場合（原則）	合併特例法第6条による方法（定数特例）	合併特例法第7条による方法（在任特例）
議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。
任 期	一般選挙の日から4年（地方自治法第93条第1項）	一般選挙の日から4年（地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間（合併特例法第7条第1項）
定 数	市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。（地方自治法第91条第1項） 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲で定めなければならない。 人口5万以上10万未満の市 30人 （地方自治法第91条第2項）	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。（合併特例法第6条第1項） 合併後の人口が5万以上10万未満の市 = 30人 <u>2倍を超えない範囲 30人×2 = 60人以内</u> この特例による定数は、議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する（合併特例法第6条第1項）	合併関係市町村の議員数が、地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じ、又は、議員が全てなくなったときは、これに応じてその定数は地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少する。（合併特例法第7条第1項）
選 挙 期 日	市町の設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	市町の設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙を行わない。
選挙すべき議員の数	定数に同じ（30人以内）	定数の2倍以内（60人以内）	
補欠選挙の適用	有	有	無
一般的に言われる効果	○ 議員報酬を削減できる。 ○ 首長選挙と同時選挙ができる。 ○ 議会運営が円滑にできる。	○ 定数の決め方によっては、在任特例よりも議員報酬を削減できる。 ○ 首長選挙と同時選挙ができる。 ○ 住民の意見が反映されやすい。	○ 住民の意見が反映されやすい。 ○ 議員の不在期間がない。 ○ 新市のまちづくりを確認して行く事ができる。
懸念される事項	○ 住民の意見が反映されにくい。 ○ 新市発足後、約2ヶ月間、首長、議員が不在となる。	○ 定数の決め方によっては、議会を運営できる議場の確保が困難。 ○ 新市発足後、約2ヶ月間、首長、議員が不在となる。	○ 在任期間中は、議員報酬の削減ができない。 ○ 議会を運営できる議場の確保が困難。 ○ 以後の選挙において首長選挙と同時選挙ができなくなる。

議会の議員の選挙における選挙区について

選挙区の設置
市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項）

選挙区の区域
合併前の市町村の区域によらず、区域を定めることができる。
選挙区の設置事例では、合併前の市町村の区域をもって選挙区の区域としている。

各選挙区における定数について
各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して条例で定めなければならない。（公職選挙法第15条第7項）
市町村の廃置分合があった場合においては、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）
即ち、合併時に設置選挙を行う（在任特例を適用しない）場合においては、その第1回目の選挙時のみ、人口に比例しないで定数を定めることができる。
ただし、その場合、1票の格差には十分留意しなければならないが、格差がどの程度まで許されるかについては、判例により異なるため、判断が困難である。

現 況

町 名		打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	合 計
人口（平成12年国勢調査）		15,194	16,918	8,835	8,041	21,079	70,067
面 積		48.45	77.73	28.12	51.75	22.49	228.54
現在の議員定数	法定定数	22	22	18	18	26	106
	条例定数	16	16	12	14	16	74
	現員	15	15	12	14	16	73
任期満了日		平成16年9月30日	平成19年10月15日	平成19年7月31日	平成16年9月27日	平成19年5月16日	
報酬月額	議長	275,000	275,000	275,000	285,000	285,000	
	副議長	235,000	235,000	235,000	245,000	245,000	
	議員	220,000	220,000	215,000	225,000	225,000	

協議事項について

設置選挙（原則）

- 議員定数について
30人以内で協議の上決定しなければならない。
廃置分合により新たに市町村が設置される場合、条例案を審議すべき議会自体が未成立であり、新設市町村により議会定数を定めることができないため、合併前に旧市町村で協議し、議決の上、告示しなければならない。なお、この場合の告示された定数は条例により定められた定数とみなされます。（地方自治法第91条第7項～10項）
- 選挙区について
公職選挙法第15条第6項の選挙区を設けるかどうか。
選挙区を設ける場合の定数配分をどうするか。

名 称	合 併 期 日	新市の人口	議 員 定 数		
			合併前(定数合計)	合併後法定上限数	合併後定数
峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協（京都府）	H16.4.1	65,578	102	30	30
高島地域合併協議会（滋賀県）	H16.10.1	52,826	68	30	30
柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協（兵庫県）	H16.11.1	72,862	94	30	30
田辺広域合併協議会（和歌山県）	H17.5.1	85,646	68	30	30

定数特例（合併特例法第6条）

- 議員定数について
法定数の上限の2倍以内 30人×2＝60人以内で協議の上決定。
- 選挙区について
公職選挙法第15条第6項の選挙区を設けるかどうか。
選挙区を設ける場合の定数配分をどうするか。
- 特例期間経過後、最初に行われる選挙の際の議員定数を協議の上決定。
30人以内で協議の上決定しなければならない。
廃置分合により新たに市町村が設置される場合、合併前に市町村で協議し、議決の上、告示しなければならない。（地方自治法第91条第7項～10項）

名 称	合併期日	新市の人口	議 員 定 数			
			合併前(定数合計)	特例による定数	合併後法定上限数	合併後定数
佐渡市町村合併協議会(新潟県)	H 1 6 . 3 . 1	7 2 , 1 7 3	1 4 0	6 0	3 0	3 0
三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(広島県)	H 1 6 . 4 . 1	6 1 , 6 3 5	1 0 6	3 8	3 0	2 6
砺波地域市町村合併協議会(富山県)	H 1 6 . 1 1 . 1	6 0 , 1 8 2	9 4	3 4	3 0	3 0
佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会(大分県)	H 1 7 . 3 . 3	8 4 , 4 4 9	1 1 8	4 4	3 0	未定

在任特例(合併特例法第7条)

- 在任期間について
2年以内で協議の上決定。
- 選挙区について
公職選挙法第15条第6項の選挙区を設けるかどうか。
選挙区を設ける場合の定数配分をどうするか。
- 特例期間経過後、最初に行われる選挙の際の議員定数を協議の上決定。
30人以内で協議の上決定しなければならない。
廃置分合により新たに市町村が設置される場合、合併前に市町村で協議し、議決の上、告示しなければならない。(地方自治法第91条第7項～10項)

名 称	合併期日	新市の人口	特例期間	議 員 定 数		
				特例期間の定数	合併後法定上限数	特例後の定数
宇摩合併協議会(愛媛県)	H 1 6 . 4 . 1	9 4 , 3 2 6	1年11ヶ月間	7 3	3 0	3 0
竜王町・敷島町・双葉町合併協議会(山梨県)	H 1 6 . 9 . 1	9 4 , 3 2 6	1年8ヶ月間	5 7	3 0	3 0
志摩地域合併議会(三重県)	H 1 6 . 1 0 . 1	6 1 , 6 2 8	1年1ヶ月間	7 6	3 0	2 6
八日市市・永源寺町・五箇荘町・愛東町・湖東町合併協議会(滋賀県)	H 1 7 . 2 . 1 1	7 7 , 3 6 2	9ヶ月間	7 2	3 0	2 4

定数例の状況

市 町 村 名	人 口	面 積	法 定 定 数	条 例 定 数
田辺市（和歌山県）	7 0 , 3 6 0	1 3 6 . 4 2	3 0	2 0
橋本市（和歌山県）	5 5 , 0 7 1	1 1 0 . 1 8	3 0	2 0
福知山市（京都府）	6 8 , 0 9 8	2 6 4 . 2 4	3 0	2 6
上野市（三重県）	6 1 , 4 9 3	1 9 5 . 2 6	3 0	2 0
近江八幡市（滋賀県）	6 8 , 5 2 4	7 6 . 9 7	3 0	2 4

（注 近畿圏内の状況を入れています。上野市、近江八幡市は那賀５町と同じ類似団体です。）

選挙区の設置例

新市町村名	関係市町村数	合併期日	新市町村の人口	議 員 定 数			選 挙 区 設 置 の 内 容
				特例による定数	合併後法定上限数	合併後定数	
田辺広域合併協議会 （和歌山県）	1市2町 2村	H 1 7 . 5 . 1	8 5 , 6 4 6		3 0	3 0	旧町村単位に選挙区を設け、田辺市 1 8 人、中辺路町 3 人、本宮町 3 人、 龍神村 3 人、大塔村 3 人
三次市・双三郡・甲奴町 合併協議会（広島県）	1市4町 3村	H 1 6 . 4 . 1	6 1 , 6 3 5	3 8	3 0	2 6	新市の設置後最初に行われ行われる 選挙は、三次市 2 0 人、君田村 2 人、 布野村 2 人、作木村 2 人、吉舎町 3 人、三良坂町 3 人、三和町 3 人、甲 奴町 3 人

【地方自治法】

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 人口2千未満の町村 | 12人 |
| (2) 人口2千以上5千未満の町村 | 14人 |
| (3) 人口5千以上1万未満の町村 | 18人 |
| (4) 人口1万以上2万未満の町村 | 22人 |
| (5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 | 26人 |
| (6) 人口5万以上10万未満の市 | 30人 |
| (7) 人口10万以上20万未満の市 | 34人 |
| (8) 人口20万以上30万未満の市 | 38人 |
| (9) 人口30万以上50万未満の市 | 46人 |
| (10) 人口50万以上90万未満の市 | 56人 |

(11) 人口90万以上の市 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあっては、96人)

3 第1項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなった市町村においては、その超えることとなった日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもって定数とする。

4 第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

5 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があった市町村においては、前2項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

6 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村2以上のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

【公職選挙法】

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条

1～5(省略)

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条

1～2(省略)

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

4～5(省略)

(設置選挙)

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

(地方公共団体の議会の議員の任期の起算)

第 2 5 8 条 地方公共団体の議会の議員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る一般選挙が地方公共団体の議会の議員の任期満了の前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなったときは議員がすべてなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

【合併特例法】

(議会の議員の定数に関する特例)

第 6 条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の 2 倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 ~ 7 (省略)

8 第 1 項、第 2 項又は第 5 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第 7 条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第 9 1 条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第 3 項において準用する前条第 5 項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 2 年を越えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第 1 項又は第 2 項の協議が成立した場合には適用しない。

3 (省略)

4 前条第 8 項の規定は、第 1 項又は前項において準用する同条第 5 項の協議について準用する。

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第 7 条の 2 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村 (当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部を編入を伴うものであった場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。) の議会の議員であった者 (同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。) のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日 (以下この項において「任期が満了すべき日」という。) 前に退職し、かつ、その在職期間が 1 2 年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が 1 2 年以上であるものは、地方公務員等共済組合法 (昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号) 第 1 6 1 条第 1 項の規定の適用については、在職期間が 1 2 年以上である者であるものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律 (平成 1 4 年法律第 3 7 号) 附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第 1 6 1 条第 2 項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「 1 5 0 分の 4 5 」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が 8 年以上 9 年未満の者	1 5 0 分の 3 0
在職期間が 9 年以上 1 0 年未満の者	1 5 0 分の 3 3
在職期間が 1 0 年以上 1 1 年未満の者	1 5 0 分の 3 7
在職期間が 1 1 年以上 1 2 年未満の者	1 5 0 分の 4 1